

約款の適用

- 第1条 鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」といいます。))は、HEMSサービス約款(以下「本約款」といいます。))を定め、これによりHEMSサービス(以下「本サービス」といいます。))を提供します。
- 2.本サービスの内容、提供条件、その他詳細については、両社が別途定める本サービスに関する諸規定により提示されるものとします。
- 第2条 両社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

申込み方法

- 第3条 本サービスの申込みをするときは、契約者が本約款の内容を確認し承諾のうえ両社所定の契約申込書を提出していただきます。ただし、両社が別に定める方法により申込みを受ける場合は、この限りではありません。

申込みの承諾

- 第4条 両社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2.両社が、本サービスへの申込みを承諾したときを以って契約締結とします。
- 3.両社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
- (1)本サービスの申込みをした者が本サービス以外の両社提供サービス等の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2)本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
- (3)第18条(本サービス利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

契約の満了

- 第5条 契約は、本約款に基づき契約者へ本サービスの提供を開始した日の属す暦月の初日(以下「起算日」といいます。))から5年が経過する日をもって満了となります。

契約の満了に伴う契約の更新等

- 第6条 契約者は、その契約の満了と同時に新たに契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、両社が指定する期間中に、両社に申し出ていただきます。
- 2.両社は、契約の満了日までに前項に規定する申し出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に契約を更新します。
- 3.両社は前項の規定により、契約を更新するときは、第4条(申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

契約者の氏名等の変更の届出

- 第7条 契約者は、氏名、住所等に変更があったときは、そのことを速やかに両社に届け出させていただきます。
- 2.前項の届け出があったときは、両社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

利用停止

- 第8条 両社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、両社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
- (1)料金その他の債務について、支払期日を超えてもおお支払わないとき。
- (2)本サービス以外の両社提供サービス等の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると判断したとき。
- (3)本サービスに係る契約の申込みに当たって、両社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4)第7条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したと両社が認めたとき。

契約の解除

- 第9条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ両社が定める方法により両社に通知していただきます。
- 2.前項の場合において、急遽での転居等やむを得ない理由のときは、契約の解除に先立って、両社にその旨を申し出ていただきます。
- 第10条 両社は、契約者が別紙1(提供サービス及びサービス料)第1項の規定による提供条件を満たさないと両社が判断したとき、又は第9条第1項(契約の解除)の規定の通知を受け取り承諾したとき、又は第9条第2項の申し出を受け承諾したとき、その契約を解除するものとします。
- 第11条 両社は、第8条(利用停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。
- 2.両社は、契約者が第8条第1項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が両社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- 3.両社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 4.両社は、第1項から第3項の規定によるほか、契約者の死亡について両社に届出があり、両社がその事実を確認した場合において、以降その契約に係る本サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその契約を解除するものとします。

反社会的勢力の排除

- 第12条 両社は、契約者に次に定める事由が生じた場合、何らの通知催告せずに、直ちに本約款に基づく契約の全部又は一部を解除できるものとし、契約の解除により契約者もしくはその関係者に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わないものとします。
- 2.法令または公序良俗に反する行為、又はそのおそれがあるとき。
- 3.自ら又は第三者を利用して暴力的行為、詐術、脅迫的言辭、業務妨害行為などの行為をしたとき。
- 4.暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。))であることが判明したとき。
- 5.暴力団等でないことに関する両社の調査に協力せず、又は両社に求められた資料等を提出しないとき。
- 6.その他前5項に準ずる事態が発生し、両社がやむを得ないと判断したとき。

料金

- 第13条 両社が提供する本サービスの利用料金は、別紙1(提供サービス及びサービス料)第1に定めるところによります。

料金の算定

- 第14条 両社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額(以下「税抜額」といいます。))で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額(以下「税込額」といいます。))を併記します。この場合において、両社は税抜額で料金を計算することとします。
- 2.両社は、両社の業務の遂行上やむを得ない場合は、サービス提供月及びサービス終了月を変更することがあります。この場合には、契約者へ事前に通知いたします。
- 3.両社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 4.契約者は料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。
- 5.料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 6.両社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

料金等の支払義務

- 第15条 契約者は、本サービス契約に基づいて両社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、本サービス契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、第13条(料金)に規定する利用料金の支払を要します。
- 2.本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。
- 3.両社の責に帰さない事由により、契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。
- 4.両社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

契約に係る解約金の支払義務

- 第16条 契約者は、その契約を第5条(契約の満了)に定める規定以外の事由により解除することを両社に通知したとき又は両社がその契約を解除したときは、別紙1(提供サービス及びサービス料)第1に規定する料金の支払いを要します。

両社の維持責任

- 第17条 両社は、本サービス提供のために両社が設置する設備(以下「設置設備等」といいます。))が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

本サービス利用に係る契約者の義務

- 第18条 契約者は、次のことを守っていただきます。
- 2.設置設備等の変更、分解、若しくは損壊しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。
- 3.設置設備等を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 4.設置設備等を一般的な利用と比較して著しく異なる利用を行わないこと。
- 5.設置設備等に対し両社の所有権を害する一切の行為を行わないこと。
- 6.契約者は、第1項の規定に違反して設置設備等を亡失し、又は毀損したときは、両社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。
- 7.両社は契約者が前6項の規定に違反したことにより受けた損害について、一切の責任を負いません。

約款の掲示

- 第19条 両社は、本約款(変更があった場合は変更後の約款)を両社のインターネットホームページ又は両社が指定する当サービス取扱所において掲示することとします。

協議

- 第20条 本約款に定めのない事項については、両社と契約者との協議によって定めるものとします。

合意管轄

- 第21条 契約者と両社との間で本約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

準拠法

- 第22条 本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別紙1(提供サービス及びサービス料)

第1	
提供サービス	鳥取ガスグループHEMSサービス
提供サービス内容	1. HEMS機器の貸与サービス 2. 設置設備等の設置サービス 3. 両社が本サービスの維持のため必要と判断したサービス
提供条件	1. 鳥取ガス株式会社、鳥取ガス産業株式会社が提供する電気サービスをご利用すること 2. 家庭用途で利用すること 3. 対象サービスを5年間継続利用すること
サービス料金(月額)	1,800円(1,980円)※かつこ内は税込額
利用契約の期間	5年
解約金	契約満了月までの残月数×本サービス利用料
解約金の適用除外	1. 契約者が起算日から5年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 2. 両社がやむを得ない事由と判断する場合

エネトピアでんきサポートセンター ☎0570-04-8810

鳥取ガス株式会社 〒680-0932 鳥取市五反田町6番地 ☎0570-04-8811
鳥取ガス産業株式会社 〒680-0932 鳥取市五反田町6番地 ☎0570-04-8822